第７０号議案

豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２８年８月２５日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成５年豊川市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

7	刈草・剪（せん）定枝処理手数料	刈草及び剪定枝のうち、家庭系廃棄物を市長が指定する施設に自ら搬入して処理する場合	１０キログラムにつき４０円
		刈草及び剪定枝のうち、事業系廃棄物を市長が指定する施設に自ら又は事業系廃棄物若しくは家庭系廃棄物を法第７条第１項の許可を受けた者が搬入して処理する場合	１０キログラムにつき１００円

別表備考第１項中「及び６の項」を「、６の項及び７の項」に改める。

附　則

この条例は、平成２９年３月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、資源化施設における刈草及び剪定枝の処理に係る手数料を定める必要があるからである。